

和歌山県告示第454号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県ドクターヘリの製造委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称及び納入期限

(1) 業務の名称

和歌山県ドクターヘリの製造委託業務

(2) 納入期限

令和11年3月30日（金）

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合は、総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 業務概要調書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税金全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

カ 役員等に関する調書

キ 誓約書

ク 2の（2）の要件を満たすことを証明する書類の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからカまでの書類の提出に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年5月15日（金）から同年6月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年5月15日（金）午前9時から同月27日（水）午後5時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課に対して電子メールによ

り行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年5月15日（金）から同年6月8日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、書留郵便により令和8年6月8日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2604

ファクシミリ番号 073-424-0425

電子メールアドレス e0501001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を令和8年6月16日（火）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。